

学校法人東京歯科大学内部統制システム基本方針

学校法人東京歯科大学（以下「本法人」という。）は、令和6年11月28日、理事会において、理事の職務執行が法令及び寄附行為（施行細則を含む。以下同じ）に適合すること並びに業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の基本方針を以下のとおり決定した。

1. 経営に関する管理体制

1. 理事会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令及び寄附行為に従い、必要な事項については評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督する。
2. 寄附行為及び理事会決定に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図る。
3. 理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び文書管理に関する規程に基づき、適切に作成、保存及び管理する。
4. 業務の適正及び効率性を確保するため、内部監査部門により、各部署の職務執行状況等を定期的に監査する。

2. リスク管理に関する体制

1. リスク管理に関する規程を整備し、リスク対応方法等を明確にした上、担当理事を責任者とするリスク管理体制を構築する。
2. 個人情報保護に関する方針及び個人情報保護に関する諸規程に基づき、個人情報の保護と適切な管理を行う。
3. 事業活動に関するリスクについては、法令及び本法人の規程等に基づき、職務執行部署が自律的に管理することを基本とする。
4. リスクの統括管理については、法人庶務課が行うとともに、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜確認し、その結果について業務を執行する理事及び理事会に報告する。
5. 本法人の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要リスクについては、理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。
6. 災害、事故その他の緊急時に備え、対応組織や情報連絡体制等について規程等を定めるとともに、継続的な教育と定期的な訓練を実施する。
7. 研究活動について、内部牽制機能による研究費の適正経理、研究不正の防止及び知的財産の保護を確保するため、規程等を定めるとともに、必要な措置を講じる。

8. 理事会は、業務執行に関するリスクの特定・見直しとともに、リスク管理体制の見直しに努める。

3. コンプライアンスに関する管理体制

1. 理事及び職員の執行が法令並びに寄附行為に適合することを確保するための体制を整備するため、コンプライアンスに関する規程を定める。

2. コンプライアンス意識の醸成と定着を推進するため、不正防止等に関わる役職員への教育及び啓発活動を継続して実施、周知徹底を図る。

3. 本法人の内外から匿名相談できる通報窓口を常設して、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を推進する。通報窓口又は監事に対しコンプライアンスに関する相談又は違反に係る通報をしたことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

4. 内部監査部門は、各部局の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から監査し、その結果を理事会に報告する。理事等は、当該監査結果を踏まえ、改善を検討する。

5. 法令・寄附行為違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンスに関する規程に従って、迅速に状況を把握するとともに、必要に応じ外部専門家と協力しながら適正に対応する。

4. 監査環境の整備（監事の監査業務の適正性を確保するための体制）

1. 監事は、監事監査に関する規程に基づき、公平不偏の立場で監事監査を行う。

2. 監事は、理事会、評議員会等の重要会議への出席並びに重要書類の閲覧、審査及び質問等を通して、理事等の職務執行についての適法性、妥当性に関する監査を行う。

3. 監事は、理事会が決定する内部統制システムの整備について、その決議及び決定内容の適正性について監査を行う。

4. 監事は、重要な書類及び情報について、その整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制の監査を行う。

5. 監事が職務を補助する職員（以下「補助職員」という。）を置くことを求めた場合、法人は、監事の求めを尊重し、補助職員を配置することを検討するものとする。

6. 補助職員は、監事の指揮命令下で監事の職務を補助する職務を行い、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。

7. 理事又は職員等は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実又は法令、寄附行為に著しく違反する行為等を発見したときは、直ちに理事長、業

務執行理事及び監事に報告する。

8. 理事及び職員等は、職務執行状況等について、監事又は監事の指示を受けた補助職員が報告を求めた場合、速やかにこれに応じる。

9. 理事長は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図り、相互認識を深める。

10. 監事が職務の執行について本法人に対して費用の前払又は償還、債務の債権者に対する弁済の請求をしたときは、本法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

11. 理事又は職員等は、第7号の報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを受けないものとする。

5. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改正するものとする。